

第2期綾瀬市スポーツ推進計画（案）に対する意見募集 (パブリックコメント手続)

1 意見を募集する趣旨

本市が目指すスポーツを通じた市民の「健康づくり」の実現に向けて、令和3年3月に「綾瀬市スポーツ推進計画」を策定し具体的な取組みを定め各種スポーツ施策を進めてきました。令和7年度をもって計画期間が終了することにより、国県の動向を踏まえ、本市の現状と課題を検証し、時代・環境の変化や市民のニーズに的確に対応した「健康スポーツ」を視点に加えた施策を進めていくための指針となる計画として、「第2期綾瀬市スポーツ推進計画（案）」を作成しましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

2 第2期綾瀬市スポーツ推進計画（案）の概要

(1) 計画の位置付け

本計画はスポーツ基本法第10条第1項に規定されている「地方スポーツ推進計画」に位置付けられており、策定及び推進にあたっては、本市の上位計画である「綾瀬市総合計画2030」にも福祉・保健分野の個別計画として位置付けされるものです。

(2) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3) 計画策定の目的

競技スポーツからレクリエーションスポーツまで、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、運動が習慣化され、健康を維持していくような環境や機会を提供できるよう「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」「スポーツ活動をささえる環境の整備」の2つの視点から各施策に取り組むことで、市民の運動実施率の向上、健康増進を目指すことを目的とします。

3 第2期綾瀬市スポーツ推進計画（案）の閲覧場所

- (1) 市役所スポーツ課（市役所2階）
- (2) 市役所行政資料コーナー（市役所1階）
- (3) 市役所情報公開コーナー（市役所2階）
- (4) 市ホームページ
- (5) 中央公民館、各地区センター（中村・綾南）
- (6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
- (7) 保健福祉プラザ、綾北福祉会館
- (8) IIMURO GLASS 綾瀬市民スポーツセンター
- (9) 綾瀬スポーツ公園
- (10) 光綾公園

4 意見募集期間

令和8年1月8日（木曜日）から令和8年2月10日（火曜日）まで

5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 本市に対して納税義務を有する方

6 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、スポーツ課まで御提出ください。

- (1) 直接提出 市役所健康こども部スポーツ課窓口（市役所2階）
- (2) 郵送① 備え付けの返信用封筒で郵送
郵送② 〒252-1192（住所不要）綾瀬市役所スポーツ課 宛
(2月10日消印まで有効)
- (3) ファックス 0467-70-5701 綾瀬市役所スポーツ課 宛
- (4) 電子メール wm.705656@city.ayase.kanagawa.jp

7 意見提出様式

意見提出様式は、閲覧場所に備え付けの様式を使用するか、又は市ホームページからダウンロードができます。

また、任意の用紙によって御意見を提出することもできます。なお、この場合にあっては、「氏名」、「住所」、「電話番号（メールアドレス）」、「意見提出者の区分（市内在住、在勤、在学、事務所等を有するもの、納税義務を有するもの）」、「政策等の名称」、「意見」を御記入の上、御提出ください。

8 意見の取扱い及び公表について

- (1) 皆様からいただいた御意見は、内容ごとに整理を行い、その内容と御意見に対する市の考え方について、スポーツ課、行政資料コーナー、情報公開コーナーでの閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。
- (2) 御意見に基づき修正を行ったときは、修正内容も公表します。
- (3) 意見を御提出された方の氏名、住所等は公表しません。意見提出時、「政策等の名称」、「意見提出者の区分」、「氏名」、「住所」等の必要事項が明記されていないもの、提出期限を過ぎたものは無効となりますので御注意ください。
- (4) 個々の御意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- (5) 御提出いただいた用紙、原稿等は返却できませんので、御了承ください。